

兵庫県介護支援専門員研修実務研修見学実習受入れにかかるQ&A

R4.1

No	項目	質問	回答
1	受入準備	毎年、実習受入協力事業所登録（様式第1号）を行う必要があるか？	必要ない。ただし登録時から変更があれば変更届（様式第3号）、受入体制がとれないのであれば取下届（様式第5号）を提出すること。なお、加算取下げと実習受入協力事業所登録は連動していないため、加算取下げの際、必ず併せて取下届を提出すること。
2	受入準備	受入体制の整備として、 ①服務規程（利用者情報等の漏洩禁止等）の遵守について、書面で誓約をさせる必要があるか？ ②利用者の同意書は訪問する利用者全員に用意しなければならないのか？訪問途中に口頭で同意をいただく場合もあると考える。 ③関係機関からの同意書については、サービス担当者会議の要点の中に一文記入することで、対応しても構わないか？	①服務規程については、従業者の守秘義務の規定「（例）業務上知り得た利用者等の情報または秘密事項については、在職中であるかどうか（←広く、実習生の受入も含めてとらえる。）を問わず、一切外部に漏らさないこと。」が記載されているかどうかを確認しておく。 事業所は、実習生から実習誓約書【様式4-2】の提出を受けるが、この誓約書の中に守秘義務遵守に関する記述があるためこれで足りる。 ②口頭による同意を不可とするものではないが、訪問する利用者に対しては、可能な限り書面により対応いただきたい。 ③構わない。
3	受入準備	利用者への同意書は、同行訪問や担当者会議の見学以外でも複数のケースを机上で説明する場合においても必要ではないか？それは事業所判断でよいのか？	説明資料全てに同意書を求めるとなると事業所の負担増となることから、利用者への同意は実習生と利用者が直接対面する場合（インターク場面、アセスメント場面等）に限ることとして差し支えない。 実習生は、実習で知り得た情報は実習以外の場で漏らさないという「実習誓約書」に署名しており、その点について遵守を徹底させる。
4	受入準備	既に契約書の中で個人情報の取扱いについて「実習生の受け入れ」の要件が盛り込まれており、本人の同意をもらってれば、利用者から新たに同意書もらう必要はないか？	お見込みのとおり。 ただ、契約書にすでに記載があることを再度お知らせいただき、了解をいただいと、よりスムーズに行くものと思われる。
5	受入準備	実習生同行に際して、「事業所から利用者向けの同意書」のひな形の掲載予定はあるか？	県ホームページに掲載。 （兵庫県トップページ＞健康・医療・福祉＞高齢者福祉＞介護保険・サービス＞介護支援専門員実務研修「見学実習」について） ※（様式3-3）介護支援専門員実務研修実習に関する同意書（ケアマネジメントプロセスの見学実習用）
6	受入調整	実習生が、実習先として、自身の居住地付近の事業所を選ぶことが想定されるが、個人情報の観点からなるべく居住地域と離れたところを選ぶよう助言いただきたい。	個人情報の取扱いについては、実習生が誓約書に署名もすることから、できるだけ自身の居住地と離れた実習先を選択するよう（実習オリエンテーション時に）誘導アナウンスをする等の対応はとくに考えていない。 受入れ調整の際、よく実習生とも話し合っていたら有り難い。
7	受入調整	実習の受入は、同一法人内の介護サービス事業所からでも支障はないか？	【手引きP5】に記載のとおり、同一法人内事業所からの受入を否定するものではない。
8	受入調整	もし、同一法人内で所在地の異なる事業所での受入を実習生に提案したところ、実習生が苦情を申し立てた場合、指導の対象になるのか？ 【手引きP5】	すぐさま指導の対象となるものではない。【手引きP5】に記載のとおり、あくまで当人へのアドバイスのニュアンスのものであるため、例えば、併設居宅での受入を完全に否定するものもなく、よく実習生とも話し合っていたら有り難い。
9	受入調整	申請時【様式第1号】に記入した実習受入可能回数・人数を超えた場合、受け入れを拒否することは正当な理由として認められるか？	受入可能人数の超過や職務に必要な研修会参加の場合など、やむを得ない事情として実習生に対して合理的な説明ができるのであれば、正当な理由と考えられる。
10	受入調整	複数の実習希望者があり、希望日程が重複するような場合、それを理由として、調整がしやすい人を選び、他の人を断ることは可能か？	同時期に複数名（例えば2～3名）を受け入れることも、実施のスタイルとしては想定されており、あり得ることである。 受入れ調整の際、よく実習生とも話し合っていたら有り難い。
11	受入調整	実習生からの実習依頼の連絡は、研修8日目以降にあるということか？（月日以降か？）	研修8日目（前期最終日）は10コースあり、令和4年1月6日～3月5日で実施となる。実習生は、この期間中に、科目「実習オリエンテーション」において実習の説明を聞き、「見学実習受入協力事業所一覧」の配付を受けることになる。実習の受入調整は、実習オリエンテーションを受講してから行うよう指導を徹底するため、実習受入にかかる問い合わせは、早いところ前期最終日の初日である3月1日以降となる見込み。
12	受入調整	実習生は働いている方か？実習の日程が見えてこない（イメージしにくい）が、日程調整は事業所本位で進めてもよいのか？	実習生は、基本何らかの業務に従事されている方とお考えいただきたい。実習生にとっても、就業先で休みを調整しての実習になるため、受入日程の調整の際には、できるだけ配慮をいただくと有り難い。
13	受入調整	実習生の希望する日程と実習担当者の日程（例えば研修等で不在）が合わない場合には断ってもよいのか？ 受入に対する正当な理由による拒否と認められるか？	正当な理由なく、実習の受け入れを拒否することはできないが、受入可能人数の超過や職務に必要な研修会参加の場合など、やむを得ない事情として実習生に合理的な説明ができるのであれば、正当な理由と考えられる。
14	実習実施	実習担当者（主任）が1名しかいない。時期によっては、担当者会議が上手くセッティングできない場合、他の介護支援専門員のサービス担当者会議に参加させることは可能か？	やむを得ない。 事業所として受け入れを行なうことから、実習担当者以外の介護支援専門員の案件であっても差し支えない。 ただし、事後、実習担当者による説明等の確認、フォローをお願いしたい。

兵庫県介護支援専門員研修実務研修見学実習受入れにかかるQ&A

R4.1

No	項目	質問	回答
15	実習実施	実習対象事例となる利用者は、実習担当者の利用者でなくてもよいのか？ インテーク、アセスメント、担当者会議が受入期間中になく、他の介護支援専門員の利用者について予定がある場合の見学は可能か？	構わない。 事業所として受入れを行なうことから、場合によっては、実習担当者以外の介護支援専門員の案件であっても差し支えない。 ただし、事後、実習担当者による説明等の確認、フォローはお願いしたい。
16	実習実施	実習担当者が担当していない利用者の担当者会議に参加してもらった場合、他の介護支援専門員と一緒に実習担当者も参加するの？	実習担当者以外の介護支援専門員が説明が行えるのであれば、多人数にもなることから、必ずしも実習担当者の同席を求めるものではない。 ただし、事後、実習担当者による説明等の確認、フォローはお願いしたい。
17	実習実施	インテーク場面は、実習受入時期に上手い具合に新規があるかは予測できない。説明だけで終わる可能性が高い。もちろん説明は十分に行うつもりであるが、実習生から不満に思われないか心配である。	実習担当者以外の案件であっても同事業所で対象となる案件があれば実習担当者以外が説明し、見学させても差し支えない。 ただし、事後、実習担当者による説明等の確認、フォローはお願いしたい。
18	実習実施	新規ケースはスタッフが受け、管理者兼主任介護支援専門員という立場でスーパーバイズのみを行なっている場合、インテーク場面においては主任を持っていない介護支援専門員と同行してもよいのか？	事業所として受入れを行なうため、実習担当者以外のケアマネジャーが説明が行えるのであれば、必ずしも実習担当者の同席を求めるものではない。 ただし、事後、実習担当者による説明等の確認、フォローはお願いしたい。
19	実習実施	利用者訪問、サービス担当者会議への同行は、回数が多数ある方がよいと言われているが、最低何件以上という決まりはあるのか？	決まりはない。複数回の見学が望ましいが、件数の指定はしていない。 可能な範囲で、対応をお願いしたい。
20	実習実施	主任介護支援専門員が2人以上いる場合、1人の実習生に対し、日によって、または事例によって2人で担当してもよいのか？	全く問題ない。
21	実習実施	実習対象事例となる利用者1人で実習内容を全て行なうのか？他利用者のケースであっても見学することで実習（見学）したことみなされるのか？	説明会でも申し上げたとおり、同一人物で、各場面を通して見るというのは不可能であることから、ケアマネジメント各場面の実習協力者は同一の人物でなくとも構わない。
22	実習実施	法人内に複数の特定事業所加算算定事業所がある場合、例えば、実習生受入のオリエンテーションを一会場で合同で行うことは可能か？	導入のオリエンテーションについては、合同実施は可能である。 各事業所の担当者間で、きちんと連絡調整、情報共有のうえ、実施いただくのであれば差し支えない。
23	実習実施	地域ケア会議は地域包括支援センター主催のため、実習中の開催予定は皆無に等しいのではないかと説明するにしても年に1回参加（開催）要請があるか否かの状況では、対応が厳しい項目かと思う。この件に関してのみ、地域包括支援センターの協力を得ることはできないのか？	地域包括支援センターに対し、見学実習のために働きかけ、都合の合う日程での開催を促すことは難しいと思われる。 実習期間中に地域ケア会議に立ち会えない場合は、通常の取扱いのとおり、説明により対応していただくことになる。この場合、地域包括支援センターに直接説明をお願いするのではなく、必要であれば、受入れ協力事業所の実習担当者（主任）が地域包括支援センターに対し、説明に際して不足している情報等を聞き取り、理解したうえで、しっかりと実習生に説明を行うべきである。
24	実習実施	地域ケア会議については、自身も参加したことがない。見学にあたり、主催者（地域包括支援センター）への働きかけは、どのようにすればよいのか？ 地域ケア会議の見学が、実習受入に必要であることを地域包括支援センターに対して周知してもらっているか？	実務研修における見学実習の実施については、県からも地域包括支援センターに対して、別途情報提供を行う予定。 その他については、上記回答を参照願いたい。
25	実習実施	見学実習中に、やむを得ない事情で途中継続困難となった場合、実習生は改めて別事業所で実習の全日程を受け直すこととなるのか？ もしくは、残りの部分についてのみ受けることになるのか？	主任介護支援専門員更新研修の受講要件にも位置づけられていることから、原則、別事業所で改めて実習を受け直してもらった方がよい。 ただし、実習の中止については、事業所より県へ状況報告を行っていただいた上で、最終的な判断は県で行う。連絡なく、事業所と実習生の間で取り決めを行うことは認められない。
26	実習実施	登録申請書に記載の実習担当者以外の主任介護支援専門員が実習を担当することは可能か？	原則的には登録をした実習担当者が対応すべきであるが、事業所として受入れを行うことから、実習担当者以外の主任介護支援専門員が実習を担当いただくことも可能である。 ただし、主任更新研修の実習担当証明書発行の対象となるのは、県に届出のあった実習担当者（最大3名まで）のうち、実際実習を担当した者に限る。
28	実習実施	実習3日間は連続でなければいけないのか？ また、研修1日の時間数は5時間程度と考えるのか？ 5時間×3日間=15時間相当が必要なのか？	連続する3日間で実施しなければならないということではなく、例えば半日や数時間程度の訪問を複数の日にまたがって実施し、結果として合計の実習時間数が3日以上かつ15時間以上になればよいということ。 実習の1日を5時間と限定するものも特にない。 各プロセスの項目内容を指導することが重要であることから、日数・時間数について規定日数、時間より超過することは差し支えない。
29	実習実施	オリエンテーション及び振り返りは実習時間に含めてもよいのか？	各プロセスの項目内容を指導することが重要であることから、オリエンテーション及び振り返りの時間は、実習時間に含めない。
30	実習実施	実習生の態度（身だしなみ、利用者への発言等）が不適切と考えられる時は、実習を中止してもよいのか？	まずは、できるだけ改善に向けて、現場での注意、指導に尽力いただきたい。 実習の中止については、事業所より県へ状況報告を行っていただいた上で、最終的な判断は県で行う。
31	実習実施	オンライン形式で実習に参加したいのですが、可能ですか？	今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、実習における事業所での説明、担当者会議、地域ケア会議等へのオンライン参加を認める可能性があります。

NEW

NEW

兵庫県介護支援専門員研修実務研修見学実習受入れにかかるQ&A

R4.1

No	項目	質問	回答
32	実習報告	実習ノートにおける実習担当者名記入欄において、実際に実習生を指導した介護支援専門員が記入押印するのか、届出をしている全ての主任介護支援専門員が記入押印の対象となるのか？	登録申請を行なった実習担当者のうち、実際に実習生を指導した実習担当者が記載すること。 2日間を手分けして当たった場合でも、各人、実習への何らかの関わり、働きが認められれば、「4 実習担当者記入欄」に担当者名を責任を持って記載すること。 主任介護支援専門員更新研修受講のための「実習担当証明書」は、「見学実習実施確認書」を確認書類として、県高齢政策課にて発行する。
33	実習報告	実習ノートの「見学実習実施確認書」は、ホームページからダウンロードできるか？	実習ノートの最終版については、「見学実習実施確認書（実習担当者記入用）」ほか、受入協力事業所に関連する部分の一部のみ、社会福祉研修所のホームページに掲載予定。 ダウンロードして受入準備にご活用いただきたい。 また、受入協力事業所向け説明会において配付した資料「「見学実習」受入の手引き」の「見学実習実施確認書（実習担当者記入用）」は、今後、若干の修正があることをご了承願いたい。
34	保険	同行訪問時の車の同乗について、ボランティア保険加入は可能か？	ボランティア保険は、資格取得のための活動については保証対象外となっていること等から、対応不可となっている。
35	保険	同行訪問時の移動等で、実習生が事故や怪我をしたときの責任は、事業所に課せられるのか？	基本的には、実習生の自己責任を明記した実習誓約書の提出を受けていただくが、実習中にはくれぐれも事故がないよう、ご注意ください。 本人が自己で加入する保険で対応できるケースもあるかもしれない。 また、事業所が加入する保険でカバーできるケースであれば対応についてご協力願いたい。 なお、万が一事故が発生した場合においても、事故の発生原因を明らかにし、一般的な事後処理の取扱いと変わりなく取り扱っていただきたい。
36	加算	「特定事業所加算に係る届出書」（別紙10-2）の届出項目にある「⑨地域包括支援センター等が開催する事例検討会等に参加している。」とは、①困難事例など居宅介護支援事業所からの要請の場合も入るのか？ ②「等」とは、具体的にはどのようなものを指しているのか？	特定事業所加算算定事業所は、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのために常に地域包括支援センターとの連携を図ることが求められているところ。 ①含まれる。 ②支援困難ケースにかかる事例検討会、地域包括支援センターまたは市町が開催する地域ケア会議（地域ケア個別会議）などが想定される。 （詳細については指定権者（県民局、政令指定都市、中核市、事業所を所管する市町にも確認を求められたい。）
37	その他	登録した実習担当者（1名）の他に、研修に必要な事例により3名（主任）が担当した場合、3名とも主任介護支援専門員更新研修の受講要件に該当するのか？	登録申請を行なっている実習担当者（最大3名まで）のうち、実際に実習生を指導した介護支援専門員が「実習担当証明書」発行の対象者となる。
38	その他	登録申請書記載の実習担当者以外が実習を行なった場合、主任介護支援専門員更新研修の受講要件と認められるか？	認められない。 登録申請を行なった実習担当者（最大3名まで）のうち、実際に実習生を指導した介護支援専門員が証明書発行の対象となる。
39	その他	実習を担当することが、主任介護支援専門員更新研修の受講要件となるが、「実習受入後〇年有効」など、有効期限は設けられるのか？ また、実習受入の1年後であっても証明書発行は可能か。	次の主任更新研修受講申込時まで、有効となる。 また、前の主任更新研修受講以降であって、見学実習実施確認書（写し）の添付書類等申請書類が完備していれば、過去の「実習担当証明書」の発行も可能である。
40	その他	実習担当者としての実習の受入は、主任介護支援専門員更新研修の受講要件である資質向上研修受講証明書の必要数6回のうちの1回になるのか？	実習を受け入れて、実際に実習生を担当し「実習担当証明書」の発行を受ければ、これ1枚で主任介護支援専門員更新研修の受講要件をクリアすることになる。 つまり、資質向上研修の受講必要回数6回のうちの1回となるわけではない。 もちろん、実務研修における実習生の受入れとは別に、積極的にスキルアップのための研修を受講するなど、日々、資質向上に努めていただくことが望ましい。
41	その他	「実習担当証明書」の発行について、実習日数での換算と実習生の人数での換算、どちらでの発行枚数になるのか？	問い合わせの内容は、資質向上研修のカウントの仕方（例）3日連続シリーズの研修であれば「3回」としてカウント可）と混同されているように見受けられるが、「実習担当証明書」1枚は、資質向上研修受講6回に相当する取扱いとなる。
42	その他	事業所として受け入れ体制は整っていたものの、実際に実習生からの受け入れ要請がなかった場合、主任介護支援専門員更新研修の受講要件とはならないということか？	お見込のとおり。 実習生を受け入れ、実際に担当した実績を評価するものであるから、実習生の受け入れがなかった場合は証明の対象とはならない。 したがって、資質向上研修の受講をはじめ、その他の要件による主任介護支援専門員更新研修の受講申込みを検討されたい。 なお、特定事業所加算については「体制加算」であるので、結果的に実習生の受け入れがなかった場合でも、加算を取下げの必要はない。
43	その他	「実習担当証明書」の発行について、証明書の申請様式はどこに掲載されているか？	①証明書の電子申請システム「【主任ケアマネ】実務研修見学実習担当証明書発行申請」は、県ホームページ>介護支援専門員実務研修「見学実習」について にリンクを掲載。 ②「実習担当証明書」は、「見学実習実施確認書（実習担当者記入用）」（写し）を確認書類として、県高齢政策課にて発行することになる。